

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 平成 24 年 6 月 29 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 3 開催場所 水戸市民会館臨時庁舎 4 階 農業委員室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
石川知子，高井美智明，羽部道紀，若山実
 - (2) 執行機関
清水修，大和直文，谷津茂男，上田航，高岡英寿，清水達彦，大森貴広，菊池慶子，立原忠，伊藤俊夫，川原井正浩，皆川卓也，橋本大敬，折本秀明
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 平成 23 年度下期抽出案件審議（9 件）（非公開）
 - (2) 入札制度等の改正について（非公開）
 - (3) 談合情報について（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため
- 7 傍聴人の数 人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（9 件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書
 - (3) 入札制度の改正について
 - (4) 災害復旧工事の談合情報について

9 発言の内容

(執行機関) ただいまから平成24年第1回水戸市建設工事入札等監視委員会を開始させていただきます。

議事につきましては、水戸市建設工事入札等監視委員会条例第6条第1項の規定によりまして、委員長が議長となることとなっておりますので、議事進行につきましては、委員長をお願いしたいと思います。

(委員長) お忙しい中、御集参いただきまして、ありがとうございます。できる限りスムーズに審議をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、お配りしました会議次第に基づきまして、進めたいと思います。

初めに、本日の委員の定数確認ですが、出席委員は4人、____委員が欠席ということではありますが、2分の1以上の委員の出席を得ておりますので、本委員会は成立をしております。

次に、前回の会議録の承認の件ですが、事務局で作成していただきました会議録につきまして、訂正箇所、その他指摘事項がございましたら、お申し出願います。よろしいでしょうか。

今回、署名をいただく委員は、____委員と____委員をお願いしたいのですが、さらに特に何か御意見がありますか。

では、前回の会議録につきましては、承認することといたしますので、____委員と____委員におかれましては、後ほど休憩のときに会議録に署名いただければと思います。

次に、本日の会議録署名委員を選任させていただきたいのですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(委員長) 異議なしということですので、指名させていただきますが、____委員と____委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、平成23年度下期の契約状況、年度別契約状況の推移及び今回の委員会抽出対象案件の概要について、事務局から御説明をお願いいたします。

(執行機関) (平成23年度下期抽出案件概要説明)

(委員長) 概要について事務局から御説明をいただいたのですが、各委員の方々、御質問等ございますか。

概要については、また、案件審議の際に質疑を行うこともできますので、抽出案件の審議に入りたいと思います。

抽出案件は全部で9件でございますが、____委員と____委員によって抽出していただいたものです。その抽出に当たっての着目点は、総合評価方式、一般競争入札、指名競争入札で、概要で説明がありましたが、落札率の高いもの、業務委託で逆に落札率が極めて低かったものなどの観点から抽出したということです。

最初に、1番目の国補流域関連下水道吉田第2幹線工事について、事務局から御説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 国補流域関連下水道吉田第2幹線工事について 説明)

(委員長) 抽出委員のほうで何か補足することがございましたら、お願いします。

ないようでしたら、御意見、御質問等をお願いいたします。

(委員) 総合評価方式の案件ということで抽出したのですが、表を見ますと、簡易型ということで、技術的な評価があまり付かない性質のものですよね。通常、総合評価方式というと、技術の評価と価格の評価との両方で競争するものですから、もう少し落札率が下がると思ったのですが、結果的に99.1%ということですね。この辺が簡易型総合評価方式の限界と思うのですが、どのような会社が主に参加してくるのですか。市でも力を入れているのでしょうかけれども、評価調書を見て、その辺の競争が働かない理由があるのかなという印象、感想を持ちました。

総合評価方式を行う場合は、水戸市の入札については、全て簡易型でスタートしているわけですか。

(執行機関) 水戸市の総合評価方式は、この簡易型の他に、施工計画書を要件としない特別簡易型の二つのタイプで執行しております。

(委員) 施工計画書は、今回は要件とされていないということですか。

(執行機関) 今回の案件については、施工計画の評価は、評価調書の一番右側に記載されていますように、6点の配点となっています。

(委員) 金額については、計算して点数化したものによる評価を行っているのですか。

(執行機関) 価格については、点数化はしておりません。技術評価点を価格で除する除算方式をとっておりますので、最後に技術評価点を価格で除しまして、最終的に評価値を出すという方式です。

(委員長) 前回にも質問が出たかと記憶しているのですが、この簡易型総合評価方式の評価項目及びその評価点につきましては、入札審査会で決定されたという理解でよろしいですか。

(執行機関) 最終的な決定は、入札審査会です。

(委員長) 評価項目をいくつか設けるといのは、何か特別な決まりがありますか。つまり、国の総合評価方式に準ずるなどのおおまかなルールがあって、実際にその評価項目については、水戸市であれば、水戸市建設工事等入札審査会で検討されるということですか。今回の場合にはアイウエオカキクケコまででしたが、自治体によっては、もっと少なかったり、もっと多かったりするということはあるですか。

(執行機関) それはあります。水戸市の場合ですが、標準的な評価項目としまして、ガイドラインに特別簡易型と簡易型の標準的なタイプが載っております。また、細かい評価項目の設定や施工実績などにつきましては、その発注される工種ごとに細かく分けていきます。その後、発注する段階で、担当課と打合せをして、入札審査会に諮る前に、

地方自治法の規定による学識経験者の意見聴取が必要となります。そこで意見を聴取しまして、問題がないということであれば、入札審査会で決定されるという手順を進めております。

（委員長） 評価項目とどのくらいの配点をするかという点についても、最終的には入札審査会で決定されるのですか。

（執行機関） 配点に関して、ガイドラインに基準はあります。そのガイドラインに基づき、総合評価方式で入札を執行することを最終的に入札審査会で決定しています。

（委員長） 学識経験者から意見聴取を行い、その後、入札審査会で決定するというのですが、水戸市で自主性を持たせることも可能ですよね。

（執行機関） 今年の5月に評価項目の見直しを行い、資料中の工事成績評定、企業の施工実績については一部改正を行いました。工事成績評定は、この案件については2点になっていますが、この幅をもう少し上げるとともに、1位満点方式にして、より差がつくようにしています。

（委員） これまで、技術評価で価格差を逆転したという事例はありますか。

（執行機関） 今までに3件あります。土木工事ではありませんが、建築工事が1回と造園工事が2回あります。

（委員長） 価格差を評価値で逆転した事例が3件あったということなので、単純に考えると、総合評価方式が機能し始めたということですね。単に入札件数が増えただけではなくて、逆転もあったということは、ある程度、機能していると考えて良いわけですよね。

（委員） 配付資料3で、一般競争入札全体の落札率よりも総合評価方式のほうが高い傾向にあるようですね。金額だけの競争ではなくて、確実に施工できる能力を担保するという点では、総合評価方式の落札率のほうが高いという面があるのかもしれませんが。落札率と総合評価方式の関係については、今のところはまだそこまで検証されていませんよね。

（委員長） これはもちろん、入札をする受注者側にとっても、総合評価方式を用いる水戸市の意図などは十分周知されていると理解してよろしいのでしょうか。

（執行機関） 入札参加者側も、水戸市が総合評価方式の試行段階であるという認識は、各参加者は持っていると思います。

入札方式の違いによる落札率の関係については、配付資料3に記載しております。

（委員長） 確認ですが、この評価項目については、入札に参加する側も分かっているわけですね。評価項目と配点についても分かっているのですか。

（執行機関） 配点も事前公表しています。評価点の算定方法という資料がありますが、この資料自体が入札説明書になっておりますので、入札公告のときに公表されます。

（委員長） では、逆にいうと、良い点数が取れそうもない企業は、応札してこないということもあるわけですね。

（執行機関） それは考えられます。どうしても受注したいという考えがあれば、やは

り価格で勝負するという形になると思います。参加者のほうでさまざまな考え方があると思います。

（委員長） 価格で勝負するために差をつけておいて、評価項目で逆転されないようにするなど、いろいろな方法が考えられますね。

抽出案件の審議がまだありますので、まだ全部は見えていないのですが、総合評価方式で入札が執行された場合、応札する会社は多い傾向なのか、少ない傾向なのかでしょうか。多分少ない傾向だと思うのですが、そういう傾向はあるのでしょうか。

（執行機関） 比較的三、四社の参加が多いです。場合によっては2社ということもありますが、5社以上参加してくるといのはあまりありません。

（委員長） 少ないというように理解してよろしいですね。

（執行機関） 通常の一般競争入札よりは提出書類がかなり多いものですから、参加者側としては、通常の入札よりは手間がかかるというイメージを持っているのかもしれない。

（委員） ということは、ある程度、参加する業者が固まってくるということになりますよね。

（執行機関） 業者が固定してしまうような入札とはならないよう配慮しています。

（委員） 総合評価方式は、ある意味ハードルが高いので、応札する企業からすると、ハードルが高いのでやめようという考えを持つ企業が増えるのかと思いました。そのため、特定の業者に限定されてくるのかなという印象を受けました。

（委員） 極端な話、総合評価方式というのは、より良い企業に少し高い金額でも良いものをつくってもらおうという考え方であると思います。総合評価方式の場合、基本的に市内業者であっても県内業者であっても、レベルの高い業者のほうが有利な制度になりますよね。

（執行機関） 総合評価方式といいますが、通常の場合条件付一般競争入札条件という意味では全く同じ条件ですので、その条件を満たす企業であれば、参加できる状況になっています。一方で、技術の差や企業の施工実績が如実に反映される制度であるという一面はあります。

（委員） そうすると、今おっしゃられたような理由によって、ある程度の技術の高いところが応札しやすい状況になりませんか。

（執行機関） それはあります。実績も加味しますので、結局、より多くの工事をやった業者、工事成績評価が高い業者のほうが有利に働くという点もあります。総合評価方式というのは、より良い業者さんに参加してもらいましょうということが趣旨になりますので、結局、工事をたくさんやっている、良い成績を残している企業が受注しやすい制度にはなってくると思います。

実績のない企業が実績のある企業に勝つためにはどうするかというと、日頃から良い工事をして実績をつくり、ある程度低い金額でがんばるとい、言い方も変ですけども、そうやって少しずつ自分の企業をランクアップさせることをやっていかないと、あ

る程度上位の企業には勝てないという面はあると思います。

(委員長) その場合に、各委員の御質問というのは、そもそも落札しないと、実績が上がらないわけですね。以前に伺ったことですが、Aランク、Bランク、Cランクがあって、それがランクアップできる、時間がかかるかもしれないけれども、水戸市と近隣の業者を育成していくという面も入札制度の中にはあるということでしたね。その観点からいうと、総合評価方式では、最初からハードルが高くなってしまいますので、例えば、全ての案件において総合評価方式を導入してしまうと、ある意味、レベルが下の企業がいくらがんばっても、そもそも落札できないわけですから、がんばりようがないという状況が懸念されるのではないのかという趣旨の質問と思いました。

水戸市の総合評価方式は試行段階ということですが、全面的に移行していくのか、それとも他の入札方式も検討していくのか、そういうことにも関連してくるのだろうと思います。総合評価方式というのは、そういう方式ですよという説明でしたけれど、それだけ切り離しても、水戸市全体の入札の仕組みの中で、今は試行の段階ですから、こういう傾向があるというのは分かっていると思いますが、その辺についても、状況を見ている段階と理解してよろしいのでしょうか。

(執行機関) 水戸市は、平成19年度から総合評価方式を試行的に行ってきて、件数にしますと、年間15件から20件ぐらい試行を行っています。工事に対する品質とか工事成績等がどのように影響するのかについても確認する段階ですので、本格導入に向けましては、茨城県もまだ試行中ですので、他市町村、県の動向を注視しながら、試行しているところでございます。

(委員長) 細かいところなのですが、このISOの認証取得とありますが、これはISOであれば何でもよろしいのですか。

(執行機関) ISO9001が評価対象になりますので、品質関係のものです。また、平成24年度から14001の環境問題も加味するようになりました。

(委員長) いわゆる国際版のJIS、それからISOの9000シリーズでしたか。

(執行機関) 9000シリーズと14000シリーズです。市内のAランク業者であれば、9000シリーズというのはおおむね取得しています。Aランクより下では、持っていない方もいますけれども、それに加えて、今年度から環境対策も評価していくことになりました。一部企業では、14000シリーズも取得している事例が見受けられます。

(委員) 今、説明がありました。ガイドラインについては、改定されるということですか。

(執行機関) 平成24年5月に改定いたしました。この審議案件については、改正前の平成23年度版が適用されたものです。

(委員長) 他にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、1番目の国補流域関連下水道吉田第2幹線工事につきましては、引き続き総合評価方式の試行の継続、方法の検討を希望するという事で、案件審議に関しては、

了承ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(委員長) それでは、抽出案件 2 番目の国補内区工第 1 号内原駅北土地区画整理事業内原駅北口広場工事について、事務局から説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 国補内区工第 1 号内原駅北土地区画整理事業内原駅北口広場工事について 説明)

(委員長) ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

(委員) 資料 2 枚目の一般競争入札(郵便入札)決定伺いの中で、参加者の区別の箇所ですが、資格のある業者としては、市内で 19 社と理解して良いのですか。19 社、64 社が参加できるような規模であるということですか。その中で、実際に応札したのは 2 社だということによろしいでしょうか。

(執行機関) 参加業者は 2 社ですが、この工事は、特定建設工事共同企業体による参加申請が条件になっています。資料の 2 枚目に構成員 1 と構成員 2 と左側に記載してありますが、記載の条件に適合する市内業者として、代表者が 19 社、構成員が 64 社いますので、JV を組みますと、最大 19 の共同企業体に参加できるということです。

(委員) 19 の共同企業体可以申请できる可能性があるけれども、実際に応札したのは 2 社であるとする、今、ニュース等でなかなか応札する企業が減っているといわれていますが、その影響もあるのでしょうか。それとも、特別な工事であるため、応札者が少ない他の理由があるのでしょうか。

(執行機関) 今回の工事につきましては、通常の広場の築造工事になるのですが、電線共同溝など、工法的には複雑な工種になります。実際、参加条件にも同種工事の施工実績を求めていますので、難易度的には高い工事であると考えられます。

(委員) 電線共同溝工事は、今、使われている電線を入れるのですか、それとも、新設の配管になるのですか。

(執行機関) ほぼ新設という形です。内原駅付近になるので、今使っている電線が多少はありますが、それを入れたとしても、新設に近い部類に入る電線共同溝工事です。

(委員) その共同溝工事は、二次製品を敷設するのですか。電線は入っていないから、本当の暗渠工事みたいなものですか。

(執行機関) 二次製品です。また、暗渠工事的なものとなるので、ボックスカルバート工事等の実績も加味して、門戸を広げたのですが、実際応札してきたのは 2 JV ということです。

(委員) 感覚として、申請が 2 JV ということは、意外と難しい工事ではないのかなと思えるのですけれども、駅前の県道から少し進んだ入口だけを注意すれば、それほど難しくないのでという感じもします。駅周辺だから、歩行者は多いですが、技術的には標準的なのかなと思います。

(執行機関) 難しいというよりは、面倒な業務があるという特徴があります。各電線の占用許可や東京電力とガス、水道、その他関係機関と協議、折衝をしていかななくては

いけません。もちろん市側の監督員も入りますが、そういった日程調整等の作業を考えると、多少難しいというよりは、手間がかかる、段取りがいろいろ必要とされる面はあると思います。

(委員) J Vを結成するのが難しいという問題はないのですか。これは任意で結成するものなのですか。

(執行機関) 特定建設工事共同企業体の形式ですので、任意です。

(委員) 契約関係法令等資料の中で、適正化指針というのがあります。J Vと単独でできる会社があれば、混合入札という文面があるのですが、そうすると参加者が増えるのかと考えますが、今、とっさに想像したのですけれども、どうでしょうか。

(執行機関) 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程において、土木工事、建築工事について、J Vへの発注となる金額の規定があります。土木工事の場合であれば、契約予定金額8,000万円以上をJ Vとしています。その入札方法として混合入札という方式がまだ制度上採られていないものですから、今のところは、この案件のような入札参加条件による執行を行っております。

(委員) あまり高度な工事でなくてもJ Vを組ませることは、受注機会の拡大という点で考慮しなければならない問題だと思いますが、さきほど質問したように、参加者が少ないという状況であれば、何らかの工夫が必要なのではないかと感じます。やはり、皆さんもそういう疑問があると思います。現行の制度でやるしかないという説明はよく分かりますが、何らかの工夫をしたほうが良いのかなと思います。なかなか仲間が見つからず、共同企業体が組めないのなら、単独で参加できる方法等、さまざまな施策について、今後も検討してもらいたいと思います。

(委員) J Vは、その工事にその都度、どのような組合せでも良いわけですね。

(執行機関) 条件が合えば、どこと組んでも良いです。

(委員) どこと組んでも良いのでしたら、もう少し参加申請が多くあってもよさそうですね。

(執行機関) 災害復旧工事もたくさん発注しておりますので、工事に参加する技術者が足りなかったのではないかなど、いろいろ想像はできますが、特に共同企業体となると、さらに難しくなると推察しています。

(委員長) この工事に限ったことではないですが、やはり災害復旧工事が今いろいろなところで施工されていますが、その影響で応札が少ないということも考えられませんか。

(執行機関) 実際、災害復旧工事が多く発注されれば、それだけ配置できる主任技術者の数も減ってきます。あとは、必ず応札する際には、材料の仕入先、下請業者から見積りをもらって応札しますので、下請業者が見つからないなどの状況が生じているという話は、平成23年度の後半から出ております。

(委員) もう一つ、郵便入札を行っている中で、その効果や所見が何かあれば、教えてください。また、郵便入札の目的に沿えるかどうかに関してはいかがですか。

（執行機関） 郵便入札は、現在、行っている電子入札に完全移行するまでの間の代替入札方法として採られているものです。郵便入札の場合には、入札書等書類自体が郵便局留めになっていますので、本当に最後まで参加者が分かりません。何社が応募しているのかということも全く分からない状態ですので、その点では、契約事務の透明性はかなり担保されていると考えております。

（委員） 何社から申請があるのか全く分からないということですが、1社の場合はどうのような取扱いになりますか。

（執行機関） 入札参加申請が1社の場合には、入札公告上で中止とすることになっています。

（委員） 通常の申請の場合は二、三社からの申請が多いとの説明でしたが、郵便入札を行うことによって、申請者数に違いは見受けられますか。

（執行機関） 郵便入札については、非公式でしか統計を取ってはいませんが、平成23年度は平均3.07社の参加申請がありました。

（委員） 一番多い参加申請があった入札については、何社の申請がありましたか。

（執行機関） 電気工事、管工事あたりで10社を超えたときがあります。土木工事では、多くても七、八社ぐらいが最高だったと思います。

（委員） 参加申請がゼロの場合もあるわけですね。

（執行機関） 昨年の年度末に1件ありました。

（委員長） 他にございますか。よろしいですか。

2番目の国補内区工第1号内原駅北土地区画整理事業内原駅北口広場工事につきましては、了承ということにいたします。

それでは、3番目の国補流域関連下水道逆川第12幹線（1工区）及び逆川第3処理分区枝線（3-4工区）工事について、事務局から説明をお願いいたします。

（執行機関） （配付資料 抽出案件説明書 国補流域関連下水道逆川第12幹線（1工区）及び逆川第3処理分区枝線（3-4工区）工事について 説明）

（委員長） いかがでしょうか。御質問等があれば発言願います。

（委員） 素朴な疑問ですが、入札して金額の違いが10万円というのは、よくあることなのですか。

（委員長） それは、届いたのを開けてみたら、こうなっていたということであると思いますが、理由は特にないということですね。

他にございますか。

特に意見がなければ、応札者が少ないということと金額が極めて近いという点が気になるということですが、了承ということにさせていただきます。

それでは、指名競争入札である抽出案件番号4に進ませていただきます。

国道災第42号幹線市道3号線災害復旧工事（3工区）について、説明をお願いいたします。

（執行機関） （配付資料 抽出案件説明書 国道災第42号幹線市道3号線災害復旧

工事（3工区）について 説明）

（委員長） 御質問等をお願いいたします。

請負業者指名（推薦）決定何いの推薦理由のところの①の信用度というのは、どういうことを意味するのか、教えていただきたいのですが。

（執行機関） こちらの信用度というのは、表の推薦理由欄の①の表中に書いてありますが、入札参加資格停止とか、あとは会社の信用度がどのぐらいあるのかを判断し、記載しているものです。

（委員長） 推薦理由の細目が書いてありますが、復旧工事の発注は相当数があるわけですがけれども、その場合には、大体①番、⑦番、⑧番ということなのではないでしょうか。それ以外のことはあまり要求しないということなのではないでしょうか。

（執行機関） ①番、⑦番、⑧番に加えて、地理的条件の⑤番が入る場合があります。会社が施工場所と近いということを考慮することがあります。

（委員長） 分かりました。

初歩的な質問ですが、指名しても断ることができるというか、断られることもあるわけですね。

（執行機関） あります。

（委員長） 今回は、災害復旧工事の指名選定運用基準の規定数の7社ということで、7社全部が入札に参加したということですか。

（執行機関） はい、入札に参加しております。

（委員） 災害復旧工事に関して、国からの補助は適用になりますか。補助の割合については、3分の1ですか、全額補助されるのですか。

（執行機関） 国からの補助の対象になりますが、全額は対象にならないと思います。大体80%ぐらいだと思います。

（委員） 国の査定で落とされたとか、そういうことはなかったのですか。

（執行機関） 今、そこまでは分かりません。

（委員長） 次の5番目も災害復旧工事ですので、案件4につきましては、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、抽出案件番号4についても、承認ということにさせていただきます。

では、5番目の国下災第14号公共下水道駅南第1処理分区災害復旧工事について、説明をお願いいたします。

（執行機関） （配付資料 抽出案件説明書 国下災第14号公共下水道駅南第1処理分区災害復旧工事について 説明）

（委員長） これは災害復旧工事の指名競争入札になりますけれども、御質問等がありましたら、よろしくをお願いいたします。

（委員） 施工内容は、面倒な点は特にはないですね。しかし、場所が何か所にもまたがっていることに対しては、共通仮設費において何か考慮していますか。

（執行機関） 積算において、施工場所を考慮した共通仮設費の算出は行っていません。

(委員) 1か所集中工事ではなくて、複数の施工場所がある工事のようで、端的にやりづらいと思われそうですが、そういうことでも辞退した会社があるということは、なかなか指名するほうも、されるほうも苦しいのかなという気はしますけれども、この工事の施工は進んでいるのですか。

(執行機関) 施工は進んでおります。

(委員) 近隣の状況を見ても、柳堤橋から先の付近はまだやっていなかったと思います。工事の進捗状況はいかがですか。

(執行機関) 細かいところから先に施工を進めている状況であると思います。

(委員長) 他にございますでしょうか。よろしいですか。

では、この5番につきましても、了承ということにさせていただきます。

次に、抽出案件番号6の随意契約の案件であります水戸市三の丸臨時庁舎書類搬送用ベルトコンベア設置工事について、事務局から御説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 水戸市三の丸臨時庁舎書類搬送用ベルトコンベア設置工事について 説明)

(委員長) 御質問等をお願いいたします。

(委員) 予定価格の算定の過程を教えてくださいなのですが、この業者1社しか対応できないということなのですが、この業者は、あらかじめ予定価格を設定するための見積りを提出されていると思いますので、その額で見積りすることにより受注できたということによろしいですか。

(執行機関) 予定価格の設定については、業者が出した見積り額に対して75%を掛けた金額を設計金額としております。

(委員) 75%を掛けて予定価格を設定するという運用は、市の基準によるものですか。

(執行機関) そうです。建築関係工事の発注に用いている運用基準により、予定価格を設定したものです。

(委員) それは、業者見積りに対しての75%ということになりますか。

(執行機関) そうです。全ての合計額に対して75%の金額です。

(委員) ベルトコンベア業者というのは、1社しかないのですか。

(執行機関) 書類搬送、産業用ベルトコンベアという観点からすると、恐らく全国にたくさんあると思います。しかし、この案件の書類搬送用ベルトコンベアについては、特殊なものの部類に入ることは確かです。

今回、市庁舎に従来からあったベルトコンベアの機能を移転させる工事であり、同時に、年が明けて1月4日から三の丸臨時庁舎で業務が始まるという事情もありました。迅速に工事を実施しないと業務に支障が出るということで、設置工事業者であり、通常のメンテナンスを増田工業が行っているという経緯もありましたので、随意契約による発注となりました。

1,000万円以上の工事ですが、工期が38日間しかとれないということでした。

通常であれば、この3倍、4倍の工期は必要だったかもしれないですが、増田工業だから可能であったと思います。市役所内部にどういう配置でレールが引かれているのかが分かり、それを少しアレンジするだけで、増田工業が持っている寸法等のデータの中で処理ができるため、ゼロからやらなくて済むということが一番大きい理由であると思います。

(委員長) 直接は関係ないかもしれないですが、本庁舎で増田工業が機器を設置したということですが、そのときには一般競争入札だったのか、それとも指名競争入札だったのですか。

(執行機関) 指名競争入札で行われたものであると思います。

(委員) 病院などで使っているカルテをベルトコンベアで運ぶ機器のイメージとはまた違うのですね。

(執行機関) 同じだと思います。そのような装置が床に設置されており、書類を置けば、決まったルートを通り、各係のところに書類が運ばれていくものです。

(委員) そういう機能は、増田工業だけではないということですね。

(執行機関) そうですね。ただ、やはり水戸市でも、業者を調べる範囲の限界があります。災害でいち早く三の丸臨時庁舎に機能を移さなくてはいけないという事情がありましたので、やはり熟知していた増田工業にお願いするのが一番早いという結論に至って、発注したという点があります。

(委員長) 他にございますか。よろしいですか。

では、この案件6につきましても、了承することにいたします。

それでは、次に、委託業務のほうに移りますが、抽出案件番号7の流域関連下水道逆川第3処理分区枝線(3-その1)設計委託について、説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 流域関連下水道逆川第3処理分区枝線(3-その1)設計委託について 説明)

(委員長) これは落札率が38%ということが理由で抽出されたと承っておりますが、いかがでしょうか。

2社が680万円が入札し、くじ引きをしたということですよ。

(委員) 下水道の設計委託で、開削工と推進工の延長がそれぞれ出ていますが、この設計は、縦断設計と工事に必要な数量を積算することと思いますが、それ以外の業務内容はどのようなものですか。

(執行機関) 縦横断平面図、管の縦断図、今回は推進工がありますので、立坑の検討、推進工法の検討、数量の拾い出し、あとは概算の工事費が主な内容になります。

(委員) だいぶ地域の路線も複雑になっているので、この設計の中で縦断の基本設計は行っていないのですか。

(執行機関) そうです。認可図があるので、ある程度の高さについては見込んでいます。

(委員) 工事を発注するための工区分けなどは、この中に入っているのですか。数量

積算を何工区かに分けて、それぞれ細部を検討するなどについてはいかがですか。

(執行機関) 全体での工区分けについては、3工区を想定しております。

(委員) 標準の大きさぐらいの工区分けですか。

(執行機関) そうです。標準のものになると思います。

(委員) 38%という落札率が、直接人件費ぐらいかなと考えられるのですが、どのように把握されていますか。この金額で、成果品の精度が保たれているのか、照査調査はできるのかと素朴に疑問に思うのですが、直接人件費だけで受注しようということなのでしょう。前回は落札率の極めて低い案件を見ましたが、これまでの委員会でもいろいろな意見があったと思いますが、見解はいかがですか。

(執行機関) 平成24年度から、コンサルタント業務については、最低制限価格を設定する方向で検討しています。今までコンサルタント業務の成果品について何か不具合があったということは、特にありませんでした。下水道部の関係部署に話を聞いても、きちんとした成果品が提出されているとのことでした。

(委員) 最低価格で入札した2社の下水道設計業務の受注実績はどのようなものですか。

(執行機関) 建成社は、私の記憶の中では、水戸市で受注した実績はないです。開発虎ノ門コンサルタントは、何度か水戸市の業務を受注しています。

(委員) 水戸市の下水道設計業務の受注が初めてということでしたら、結果的には、赤字覚悟で実績づくりということではないのですか。1社のほうは、そういう考えがあったと考えられませんか。

(執行機関) 1社のほうは、その傾向があったかもしれませんが。落札者の開発虎ノ門コンサルタントについては、過去に実績があるため、一度受注すると、ある程度、水戸市で必要とされる図面や要求される項目が分かってくると思います。今までの実績が残っていますので、それを基に、現場が違ってもある程度対応ができるというのがやはり大きいと思います。

(委員) 安く作業ができるのはありがたいと思うのですが、成果品の精度の問題や、もう少し検討していれば、工事施工の際にもっと経済的な工法が可能になるという事態も考えられますよね。また、照査をきちんとやってくれる会社かどうか検討が必要でしょう。安く請け負ったが、どんどん次の作業、別な受注案件を進めてしまい、成果品の引渡し後、もう別な作業に入っている場合などです。精度的にも要求が高い案件では、その成果品が直接的に工事費へ影響が出てくるものではないでしょうか、そういう入札は要注意かなと思います。

(委員長) 他にはございますか。よろしいですか。

では、この抽出案件7番につきましても、審議の結果、了承することにいたします。

次は、抽出案件8番目、公共下水道渡里処理分区枝線(2-その1)設計委託について、説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 公共下水道渡里処理分区枝線(2-その

1) 設計委託について (説明)

(委員長) それでは、御質問等をお願いいたします。

(委員) さきほどは入札額に相当な幅があったのですが、今回は、11社の金額差にほとんど違いがありませんね。さきほどの案件と工法的には同じですが、金額差についてはどのように考えていますか。

(執行機関) さきほどの下水道の設計委託と今回の設計委託の内容的な違いですが、今回の案件は開削工事であり、土を機械で掘って管を入れていく埋設工法です。さきほどの案件は、推進工法といたしまして、立坑の検討や推進工法の選定が入っており、推進工事自体の割合、メーター数は少ないのですが、直接人件費の金額的な比率が多くあります。内容的に主な違いといえば、そこになると思います。しかし、それが入札価格に現れているかどうかは、分かりません。

(委員) 委託内容の違いがそれだけ価格に反映されるものなののでしょうか。ただ、市内業者と市外業者が入札する場合、金額差に影響が生じるのではないのでしょうか。さきほどの案件とちょっと違いがあり過ぎると思います。

(執行機関) さきほどの抽出案件7の入札調書を見てもらうと分かると思いますが、くじにより決定した開発虎ノ門コンサルタントと建成社、あと3番目の日本水道設計社については、比較的低い入札額ですが、他の業者の入札額については、そのような傾向は見受けられません。どちらかというところ、3社のみが低すぎるという考え方もできるのかと認識しています。

(委員) 適法なダンピングというのは言い方が良いのかどうか分からないですが、どうしても落札したいという考えがあったということですね。

(執行機関) 他の委託案件においても、さきほどの3社は、いわゆる安価です。県外業者の大手企業が参加する業務委託であり、ある程度工法が確立されているような工事委託業務というのは、比較的、落札率が低い傾向があります。

(委員) 県外業者が参加すると、こういう現象が出てくるということですね。

(執行機関) そういうことはあります。

(委員長) 他市の事例ですが、土木工事や電気工事で、低入札で入札した案件について調査をすると、きちんとした部材、工事費で施工がされていることがありました。受注者側の説明で、なぜそんなに安くできるのかということ、ノウハウがあるから、管理費を低く抑えられるからという言い方をされたとのことでした。仕事がほしかったり、実績をつくりたいという企業戦略がある場合、安かろう悪かろうではなくて、適切な工事、戦略的に金額を抑えて落札するということは、往々にしてあるそうです。

さきほどの話ですと、水戸市でどういう図面を必要としているのかなどを情報収集する目的で、金額を極端に低くしてしまうと考えられるという話もありましたよね。これは全く推測の域ですが、そういうこともあり得るということですよ。

他に委員から意見がないようでしたら、8番目も審議の上、了承ということにさせていただきます。

次に、水道部の災害復旧に伴う田野川第二水管橋改修工事（第38号）について、案件の説明をお願いいたします。

（執行機関）（配布資料 抽出案件説明書 災害復旧に伴う田野川第二水管橋改修工事（第38号）について 説明）

（委員長） 案件の審議の他に、談合情報については、その他の報告事項においても説明があると聞いています。

結果として、談合情報の金額とは違っていたのですか。

（執行機関） 結果としては、談合情報と落札者は同じでしたが、金額が異なっていました。

（委員長） 談合情報については、最後にまとめて経過報告をいただきたいと思います。

今、お伺いしましたら、談合とは別な意味で抽出したということですので、工事内容で質問等がございましたら、お願いします。

（委員） 工事名が災害復旧に伴う橋りょうの改修工事ということで、こういうケースの指名入札を行う場合の参加資格などをお聞きしたかったのと、内容によっては、積算に見積り部分が多いのかなと思います。工事名を見て、橋りょうの工事と思い、抽出案件としたのですが、そうではなくて、水道部分を中心ですね。機能が果たせなくて破裂してしまった管の取替えを行ったのですか。

（執行機関） 幸い漏水はしていません。可動式で、ある程度伸縮する性能を持っていますので、その変位量の範囲の中で今回は納まったものですから、漏水はしていませんでした。

（委員） 可動支承部分とか、その周辺が損傷した程度で済み、水道管の機能は生きていたということですね。

上部工と開削工というような工事概要を二つに分けてありますが、大まかな金額の比率はどちらが多いですか。上部工の可とう管も取り替えるし、地下に潜っている管も取り替える工事になると思いますが。

（執行機関） 材料だけの比較ですが、6対4ぐらいで埋設部のほうが大きいです。

（委員） 橋りょうの専門メーカーで施工するところがほとんどないということで、水道施設のAランク業者への発注となったわけですね。

あと、1,000ミリの可とう管ということで、かなり高額になると思うのですが、そのときの見積りはどのように採用して金額を決定していますか。

（執行機関） 3社から見積りをいただきまして、特別な見積りに対しては、出された金額に対して、それぞれ比率を掛けたものにより算出しています。

（委員） 価格については、3社から見積りを取ったので、一番低いところの見積りを参考にして、パーセントを掛けたということですね。

特別調査区分については、実施はしていないということですか。一般土木で特別調査を行うケースはないのですか。

（執行機関） 本庁発注の工事では、高額資材については、特別調査を実施しています。

下水道工事の資材や公園の大型遊具資材、あとは、ものによっては単価掛ける個数が100万円を超えるようなものについても、一部調査を行う場合があります。ある程度、費用対効果を見込める案件を選び、行うことになっています。

(委員) その方法は、その都度、専門会社に調査を発注する仕組みですか。

(執行機関) 年間契約、単価契約はしています。特別調査をお願いするものについては、随時連絡して、調査をお願いしています。

(委員) 水道に関しては、そういう仕組みはないのですか。今のところは導入する予定はないということですか。

(執行機関) 水道部内では、ないです。

(委員) 同じ市役所内部の話なので、そういう方法も検討する必要があると思います。

(委員) 全国的に採られている仕組みだと思いますが、参考までに申し上げますと、いくらで取引したのかというのは、公表事項ではないと思いますので、専門会社が調べても、実態がなかなかつかめないのではと考えられます。低入札の案件で調べたときに、実際の取引が工事費内訳書で調べられるので、それも参考にしながら、掛値を把握している市役所もあるのではないかと思います。そういうことで、高額な資材は、予定価格の算出に影響するものですから、慎重に調査したほうが良いと感じています。

(委員長) 他にございますか。

なければ、9件の案件の審議については、以上で終了ということにさせていただきます。

次に、次回開催日について決めたいと思いますが、事務局から御提案はございますか。

(執行機関) 次回の委員会につきましては、平成24年度上期の入札案件の審議となりますので、11月30日金曜日、13時30分からの開催で日程調整をお願いしたいと思います。

(委員長) 今日、欠席の人がいらっしゃいますし、各委員の日程の関係等もあろうかと思いますが、11月30日金曜日、13時30分から、次回会議の予定をお願いします。内容は、平成24年度上期の抽出案件の審議ということになります。

配付資料中、一部非公開の箇所がありますので、次回の委員会も非公開とさせていただきます。

次回の案件抽出の当番委員を決めさせていただきたいと思いますが、____委員と____委員をお願いしたいのですが、よろしく願いいたします。

それでは、その他に移りますが、平成24年度入札制度の改正についての説明をお願いいたします。

(執行機関) (平成24年度入札制度の改正について 説明)

(委員長) ただいまの平成24年度入札制度の改正について、事務局から説明をしていただいたのですが、各委員におかれまして、御質問、御意見があれば、今承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 中間前払いは、複数回についてということになるのですか。

(執行機関) 中間前払いは、複数回できることとなっております、最大20%ということですが。

(委員) 低入札価格調査制度について、調査対象となった工事の場合に、品質確保のために、検査回数を増やすとか厳しくするとかの対応はいかがなのでしょう。

(執行機関) 今、検査制度としては、低入札工事に関しても、通常の間接検査、完成検査等は行っておりますので、通常の間接検査の中で対応している状況です。特別に重点的な調査という制度は、今のところは設けておりません。

(委員) 前回の委員会の際に御質問があったのですが、他の自治体の事例の調査はやっていませんか。

(執行機関) 多少、契約課で見えておりますが、実際、所掌部署が工事検査課にまたがってしまうので、検査の強化に関しては、細かく調べてはいないのですが、先進自治体もあるということは存じています。現段階で要項や規定をつくり、重点的に検査していくという段階までは、まだ至っていない状態です。

(委員長) 私が知っているところでは、低入札調査対象工事の検査割合として、2回で済むところを3回、4回の検査を行っております。それが制度化されているのかどうかは、ちょっと分かりませんが、国レベルですと、工事現場に監視カメラ等を設置したりしているというのは、新聞等々では2年ぐらい前に報道されましたが、だから、低入札調査対象工事は、チェックするのに公共工事のコストがかかり、かえって高くつくこともあるとのことでした。

今すぐということではないのですが、こういう制度改正につきましては、基本的に各委員、私も含めてですが、今見て、細かい意見というのは、ちょっと無理だと思います。今後、継続的に検討をさせていただくということを私から各委員には御要望を申し上げたいと思います。

一応、この改正については、説明を受け、我々としても了承したということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(委員長) それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

次に、その他の2番目ですが、談合情報について報告ということですので、事務局から報告をお願いします。

(執行機関) (談合情報について 説明)

(委員長) この件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

(委員) 災害復旧に伴う田野川第二水管橋改修工事(第38号)については、辞退者が5社ですね。ということは、疑わしいというのは、かなり言われるのかなと思うのですが、談合情報の金額との違いというのは、どのぐらいあったのですか。

(執行機関) 新聞に載っていたのが7,000万円ですので、新聞情報と実際の入札金額による差額は50万円です。この案件については、先に金額と業者名が新聞に載っ

た状況にありました。

(委員) そうすると、談合情報があり、その後、報道があったから、それを参考にした可能性もあるということですね。先に載っていたら、当然同じ金額はやらないですね。

(委員長) 入札審査会で実際には入札結果を見て判断されたということで、我々は、そういう報告を受けて、感想を述べるしかないということではあるのですが、私の知る事例では、直接本人が市役所に顔を出して、そこで談合情報を持ってきたという非常に変わった例もありました。普通は匿名の電話やはがき、ファックス等で談合情報が来るのでしょが、その後、当然、警察等も来て、調査待ち、捜査待ちということになったそうです。

あとは、人によっては、こういう談合情報がなくても、落札率が90%以上というのは、談合情報があろうとなかろうと、実質的に談合をやっていると厳しい評価を下す人もいます。談合情報等々につきましては、これは入札の透明性、競争性、公平性ということのみならず、不法行為、不正行為ですので、我々ができることとしては、市の契約関係の職員の方とそういう業者が密接な関係にならないようにとか、今まで以上に厳格な対応をお願いしますとしか言いようがないのですが、他の委員さん、いかがでしょうか。

(委員) 災害復旧工事の談合情報についての資料中の三つの工事に関してですが、結局、入札を中止して、この工事自体はその後、どうなりましたか。

(執行機関) こちらは災害復旧工事ですが、当初は、①、②、③の工事は指名競争入札で発注しまして、談合情報が出て、事情聴取を行いました。事情聴取において談合の事実が確認できなかったものですから、11月18日に入札を執行しようとしたのですが、辞退者が多く出てしまいました。最終的に、競争性が保てなくなったため、中止とし、その後、もう一度審査会に諮りまして、一般競争入札に切り替えて発注しています。

(委員) その一般競争入札の場合は、応札者というのがそれなりにいたのですか。また、予定価格についても、変更は行わずに執行したのですか。

(執行機関) 応札者は数社いました。予定価格についても、指名競争入札の際と金額の変更は行いませんでした。

(委員) さきほど入札制度の改正の報告があった低入札価格調査制度及び最低制限価格制度は、契約課の担当ですか。以前、発言があったのをちょっと思い出したのですが、前回の委員会の抽出案件審議の中で、四つのJVが全て同額での入札になり、くじにより決定となったとの説明がありました。その根拠が、予定価格の85%に調査基準価格を設定したためということでした。調査基準価格の設定の仕方が、水戸市の場合は、100分の85でやっているとのことですが、他の自治体の方法では、そこまでは金額がなかなか一致することはないので、その辺りも検討課題と感じましたので、意見を述べておきます。

(委員長) 要するに、推測のつきにくい設定方法を導入したほうがよろしいというこ

とですね。

(執行機関) 当時は旧基準が適用となったため、調査基準価格の計算により設定した金額が、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲で設定していました。そうすると、工事によっては10分の8.5を超えるため、調査基準価格は10分の8.5に設定したと推測が容易であったといえます。現在は、基準を変えて、10分の9まで引き上げていますので、状況は改善されていると思います。

(委員長) その他に御意見ありますでしょうか。よろしいですね。

それでは、長い間、ありがとうございました。これで、本日の入札等監視委員会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

本日は、これにて散会します。